

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の回数を定める条例

昭和45年4月13日  
条例第1号

改正 平成6年4月1日 条例第1号

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の定例会の回数は、毎年3回とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後開会される昭和45年の定例会の回数は、この条例の規定にかかわらず、3回とする。

### 附 則（平成6年4月1日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。